

### 3 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

豊かな自然環境を地域文化とともに次世代に引き継ぐために、多様な主体による協働の取組や自然とのふれあいの推進、環境に配慮した持続可能な農業の取組を推進します。また、生態系ネットワークの形成や生物多様性の保全等に向け、地域の自然環境を保全する活動を効果的に推進するため、行政や県民、民間団体及び専門家等の地域の多様な主体が自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、互いに共有し、緊密な連携による協働を図ります。

#### (1) 多様な主体の共同による自然保護の取組

自然保護課

##### ○ みどりのクニづくり事業構成施策事業

##### ① 百万本植樹事業

「百万本植樹事業」は、県土緑化の先導的事業として、緑のネットワークを形成させるもので、平成28年度は、11市町村が管理する公共施設等の29か所において、1,786本の緑化木を配布及び植樹しました。

##### ② 宮城みどりの基金

「宮城みどりの基金」は、県民総参加でみどりを育てる施策として、平成5年に設置されました。

基金の運用益等により、緑化思想の普及・啓発、森林・緑地等の整備などに活用されています。平成28年度末の基金造成額は、10,447千円となっています。

▼表3-3-2-2 みどりのクニづくり事業構成施策事業

区分	施策名	担当課(室)	事業期間	事業内容
みどりを まもる	みやぎ未来の森林整備事業	環境生活部 自然保護課	H2～	県内の拠点となる森林を整備し、県民の共有の財産として後世に継承する。
	野鳥の森維持管理事業		H6～	野鳥の森等の施設を維持管理して、県民がいつでも自然に触れ合える場を提供する。
	栗駒山自然景観保全修復事業		H5～	自然と景観を保全するとともに自然と人間のかかわりについて考える場を整備する。
	保安林整備事業	農林水産部 森林整備課	H5～	保安林機能の維持増進と潤いのある自然環境の創出を図る。
	県有防災林管理事業	—	—	海岸沿い等に造成された森林の公益的機能の維持・増進を図る。
みどりを ふやす	百万本植樹事業	環境生活部 自然保護課	H5～	家族及び地域の緑化を推進し、快適な生活空間の醸成を図り緑化思想の啓発、人と環境にやさしい県土づくりを促進する。
	都市公園整備事業	土木部 都市計画課	H5～H20	県の各種公共施設に積極的に植樹を行い、緑の量と質の確保を展開することにより、身近な環境の改善、良好な環境の創造を図る。
みどりを 育てる	みやぎ森林とのふれあいフェスティバル開催事業	土木部 都市計画課	—	都市環境の改善、県民レクリエーション需要に応える広域公園を整備する。
	宮城みどりの基金造成事業	環境生活部 自然保護課	H5～H18	緑の文化創造のアプローチプラザとしてみどりの関連行事を一本化して緑の大切さをアピールするため開催する。
	自然とのふれあい事業	H5～	H11～	緑化運動の展開を通じて基金の造成を図り、みどり資源のもつ環境・文化的資源の価値を高めみどり豊かな県土をつくる。 自然教室や自然観察会など、広く県民に対して自然とふれあう機会を提供することにより、自然保護思想の普及啓発を図る。

▼表3-3-2-3 百万本植樹事業実績表

<過年度実績表(平成5年～平成28年)>

事業区分	事業か所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	仙台市 外 786か所	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	153,089本
県有公共施設緑化事業	東北歴史博物館 外 114か所	庁舎・諸施設等への植樹	38,521本
合計	900か所		191,610本

※ 平成23年度は中止

<平成28年度事業実績概要>

事業区分	事業か所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	白石市 外 11市町村	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	1,786本
合計	29か所		1,786本

## ○ みやぎバットの森

地球温暖化防止など森林が有する多面的機能を持続させ、森林の整備・保全を社会全体で支える県民意識を醸成すべく、県民や企業などの多様な主体と協働して広葉樹の森づくりを推進するため、七ヶ宿町有林0.1haにおいてバットの原木となるアオダモ等の苗木100本を植栽しました。

## ○ みやぎの里山林協働再生支援

社会貢献として森林づくり活動を希望する企業に対して、そのフィールドの斡旋を行い、候補林の追加登録や協定の締結（24.27ha）を行いました。

## ○ 自然公園等の環境保全

栗駒国定公園の世界谷地における植生変化への対応や湿原の乾燥化を抑止するため、進入植物であるヨシ・ササの刈り払いを山岳団体等のボランティアとの協働により行ったほか、山岳団体等の会員を山岳環境指導員として委嘱し、一般登山者の山岳環境の適正利用を啓発する山岳環境サポート事業を実施しました。

## (2) 自然とのふれあいの推進

## ○ 森林環境共生育成

自然保護課

専門的な知識を有する指導者の育成確保では、森林を利用した自然体験や自然観察などの野外活動の指導や森林・林業の普及活動に寄与する専門家を育成するため、「森林インストラクター養成講座」を開催し、28人を認定したほか、「みやぎ自然環境サポーター養成講座」を延べ61人を対象に実施しました。

## ○ みやぎラムサールトライアングル魅力発信事業

自然保護課

本県北部には「伊豆沼・内沼」「蕪栗沼・周辺水田」「化女沼」という3つのラムサール条約湿地があります。これら3つの湿地の魅力を「ラムサールトライアングル」として発信するため、みやぎラムサールトライアングルマップの日本語版を改訂したほか、英語版を作成しました。またパネルを作成し、関係市に配布しました。

また、2月には「蕪栗沼・周辺水田」において「湿地の恵み体験会」を開催しました。「ふゆみずたんぼ」の取組の講演、蕪栗沼周辺で取れたヨシを使ったクラフト作成を行い、湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）について、参加者に学んでもらいました。



▲ クラフト体験の様子

## ○ 自然の家 人と自然の交流事業

生涯学習課

県立3自然の家（蔵王・松島・志津川）では、季節毎の登山や野鳥観察などの自然体験活動を行っています。

このような大自然の豊かさを感じることでできる活動を通して、自然環境の保全について、日常生活における具体的な行動につなげるとともに、環境と調和して生きていくことの大切さを実感できるよう、事業を展開しています。



▲ 蔵王自然の家 四季の登山の様子

## ○ 七ツ森里山環境学習林保全事業

自然保護課

県のほぼ中心部にある七ツ森県有林を「里山環境学習林」として位置付け、県民が身近に里山とふれあい、森林や自然環境を学習する場として、区域内の森林整備を行いました。

## ○ 昭和万葉の森再生事業

自然保護課

昭和万葉の森は、昭和30年に第6回全国植樹祭会場となった黒川郡大衡村平林地内の通称「御成山」において、歌集「万葉集」に読まれている植物の植栽並びに歌会、茶会及び各種展示を行う「万葉の館」を整備の上、平成元年に開園した施設で、万葉植物を通じて歴史・文化を学ぶ場として、広く県民に利用されています。

開園以来30年近くが経過し、園内の遊歩道の痛みが随所に見られたことから、利用者の安全を確保するとともに、快適な森林公園として県民の利用に供するため、遊歩道に生じた雨水による轍を解消し、木材チップを敷きならしました。



▲ 昭和万葉の森遊歩道

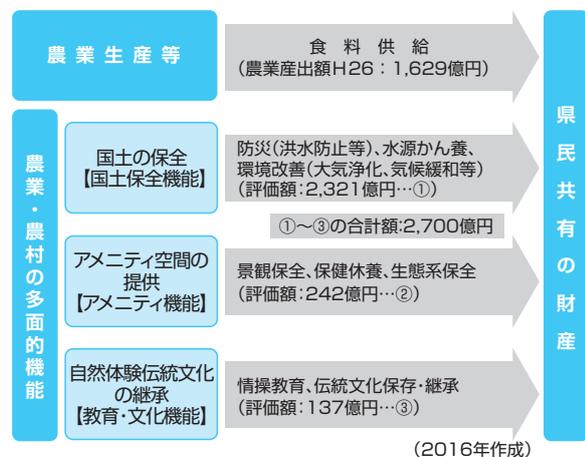
### (3) 環境に配慮した農業・漁業への取組

#### ○ 農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進

農村振興課

農業・農村は、農業生産のほかに、洪水の防止や美しい田園景観の保持、緑豊かで心安らかな場の提供、さらには環境・情操教育の場や伝統文化の継承等、様々な役割を持っており、それらは、農業・農村の多面的機能と呼ばれています。

平成19年度からは、農地・水・環境保全向上対策（平成26年度から多面的機能支払交付金）を実施し、農地・農業用水等の生産資源や農村が有する自然環境・景観などの環境資源を持続的に保存するために、農業者だけでなく地域住民が一体となって保全向上する共同活動を支援しています。



▲図3-3-2-3 農業・農村の多面的機能の概念図



▲ 加美町立宮崎小学校6年生児童による生きもの調査の様子

#### ○ 環境に優しい農業定着促進事業

農産園芸環境課

適切な農業生産活動は、良好な自然環境を形成するとともに、景観や生物多様性・水環境の保全など自然環境の保全に大きな役割を果たしています。

平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥等による土づくりと化学合成農薬や化学肥料の節減による環境負荷の低減を図る農業者の育成に努めています。

また、県民の環境への関心の高まりに対応し、平成11年に制定した「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」において、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物を認証するとともに、平成27年3月に改訂した「みやぎの有機農業推進計画」の推進を図り、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組の普及拡大に努めています。

#### ○ 中山間地域の総合対策

農村振興課・農村整備課

中山間地域は、過疎化・高齢化に伴う農業の担い手不足や、地理的条件が不利なことから、耕作放棄地の増加、農林業生産活動の停滞、さらに地域活力の停滞が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域の特性を活かした農林業の振興をはじめ、農業生産基盤や生活環境基盤の整備等、定住化に関する施策を推進するとともに、国土保全や水源のかん養など、中山間地域の有する多面的機能の維持を図っています。

#### ○ グリーン・ツーリズムによる農村振興

農村振興課

農山漁村を訪れ、その自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動を「グリーン・ツーリズム」と呼んでいます。

豊かな自然に触れ、農林漁家民宿・レストラン

で食を楽しんだり、地元住民と一緒に農作業や郷土料理づくりなどの体験活動をする事で、日常の生活で失いがちな「ゆとり」や「やすらぎ」などを感じることができます。

こうした交流を通じて、農村住民が、農業や地域の魅力を再認識し、その魅力を一層高めていこうとする活動に取り組むことで、地域に活気が生まれています。

平成29年度からは、第4期みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画（H29～H32）に基づき、インバウンド受け入れの支援、新しい実践者との連携、情報発信の強化等に取り組んでいます。

▼表3-3-2-4 中山間地域に対する主な事業の実施状況

事業名	実施地域	内容
中山間地域等直接支払交付金事業	白石市ほか12市町	耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、担い手育成による農業生産活動の維持等
中山間地域総合整備事業	七ヶ宿町ほか2町	ほ場・水路・集落道等の生産・生活環境基盤の整備
中山間地域等農村活性化事業（基金）	県下中山間地域等	地域住民活動を推進する人材の育成及び農地や土地改良施設が有する多面的機能の維持・保全活動への支援



▲ ほ場整備・七ヶ宿2期地区（七ヶ宿町）

### ○ 水辺の生態系の保全

農村振興課

平成13年6月に改正された「土地改良法」（昭和24年法律第195号）においては、事業実施の原則として「環境との調和への配慮」が位置付けられました。

ほ場整備事業等の農業農村整備事業を実施及び予定している地区について、市町村が作成した「田園環境整備マスタープラン」を基本に、事業実施に係る水生生物及び動植物等への影響に配慮する対策を示す「環境配慮実施方針」を作成し、生物等の生息環境の保全に配慮した事業を展開しています。

また、実施方針の作成に当たっては、地域住民参画のもとに、「田んぼの生きもの調査」等を事前に実施し、地域との合意形成を図りながら進めています。

田園環境整備マスタープラン作成市町村：26市町村  
環境配慮対策実施地区：102地区

### ○ 漁場環境の監視と漁場がれきの撤去

水産業基盤整備課

沿岸漁業や養殖業の盛んな内湾域や河川では、漁場環境を監視することで、漁業被害の未然防止や、被害が発生した際の迅速な対応を行うことができます。

このため、気仙沼湾、志津川湾、松島湾及び鳴瀬川において水質や底質、底生生物等の調査による漁場環境の監視や情報の収集を行うとともに、被害の防除措置への対応を行うことにより、内湾域及び内水面漁場の保全に取り組んでいます。

また、東日本大震災によって失われた干潟や藻場の再生事業や漁場内に流入したガレキの撤去事業などを実施し、漁場環境の復旧にも努めています。

### (4) 自然環境情報の把握と共有

自然保護課

自然環境を適切に保全するためには、まず自然環境の現状を具体的に把握した上で、時間の経過とともに生じる変化をモニタリングし、その原因を究明しながら効果的・効率的な対策を柔軟に講じる必要があります。

また、自然環境の保全・再生の実現に向けた適切な施策の立案や選定に当たっては、高度な専門的知識や技術に基づく、動物や植物、地形、地質などの自然環境要素に関する基礎調査の実施及び自然環境の保全・再生に関する総合的な調査研究体制の確立の推進が必要であり、得られた自然環境に関するデータや知見が、専門家や行政機関のみにとどまることのないよう、それらを広く県民に公開・提供し、自然環境の保全に向けた各主体の取組がより一層促進されるよう努める必要があります。

平成28年度も鳥獣保護行政推進の基礎資料とするため、ガン・カモ・ハクチョウ類、猛禽類及びニホンジカ（牡鹿半島）等の県内野生鳥獣の生息状況を調査しました。

調査結果等は、県のホームページや調査報告書により公開し、情報提供しています。

## 4 やすらぎや潤いのある生活空間の創造

### (1) 公園や水辺空間の整備

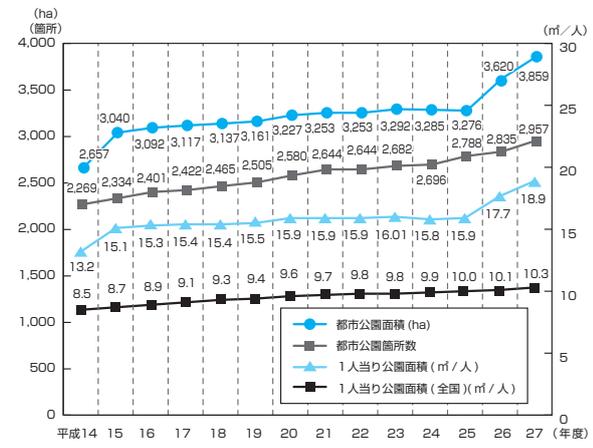
#### ○ 都市公園の整備

都市計画課

ライフスタイルや価値観の変化に伴うニーズの多様化とともに、環境、防災、景観などの側面において緑とオープンスペースが果たす機能の重要性が再認識されており、これらに対応できる都市公園の整備が求められています。このため、次に示す5つの視点から、地域バランスも考慮しつつ公園を配置し、整備を進めています。

また、これらの機能を十分に果たせるよう、適正に公園の管理運営を行います。

- 環境  
すぐれた自然環境を構成する緑地の保全・保護
- レクリエーション  
日常生活圏及び広域圏におけるレクリエーション・コミュニティ活動空間となる緑地の整備
- 防災  
都市災害や自然災害の防止や緩和及び避難地や防災拠点となる緑地等のオープンスペースの整備
- 景観  
すぐれた景観資源の保護・保全
- 歴史文化  
地域の歴史や文化的資源と結びついた地区の保全



▲図3-3-2-4 都市公園開設推移

#### ○ 親水空間の整備

河川課

河川の豊かな自然環境は、多様な動植物の生息・生育及び繁殖環境を支えるとともに、美しい景観を形成しています。人々が河川に近づき自然と親しむことが出来るよう、環境学習や癒し等の場として、親水空間の整備を推進していきます。

#### ○ 港湾における緑地の整備

港湾課

緑地は、建造物を与える景観的圧迫感を緩和させ、単調な空間に変化を与えることで、港湾で働く人に快適な就労環境を提供するとともに、憩いの場やスポーツなどレクリエーションの場として、広く県民に利用されています。

このように県民に親しまれるウォーターフロントを形成するための主要施設として、緑地の整備を進めています。

▼表3-3-2-5 港湾内の主な緑地・公園

港名	緑地・公園名	面積	施設概要
仙台塩釜港 (仙台港区)	中央公園 (スリーエム仙台港パーク)	9.1ha	展望台、親水広場、テニスコート等
	湊浜緑地 (スリーエム湊浜海浜緑地)	6.5ha	海水浴場、階段護岸等
	向洋親水緑地 (向洋海浜公園)	6.9ha	駐車場、多目的広場、展望台等
仙台塩釜港 (塩釜港区)	中の島公園	2.4ha	野球場、テニスコート等
	港地区親水緑地	3.1ha	(造成中)
仙台塩釜港 (石巻港区)	雲雀野東緑地	10.2ha	(整備予定)
	雲雀野西緑地	13.8ha	(造成中)

#### ○ 漁港環境整備

漁港復興推進室

漁港の安全対策及び環境向上に必要な施設を整備するとともに、漁業集落の環境整備を実施することによって、漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて安全性及び作業効率の向上等に資するとともに、防災対策や漁港環境の保全・回復を図ります。

▼表3-3-2-6 主な漁港環境整備

事業	漁港名	地区名	施設概要
漁港環境	磯崎漁港	磯崎	緑地、休憩施設、遊歩道
	浦の浜漁港	浦の浜	緑地、防災施設、休憩施設

#### ○ 海岸環境整備事業

港湾課

高潮、波浪等の自然災害から国土及び海岸環境、沿岸住民の生命・財産を守るとともに、快適な海浜利用の増進を図るため、海岸保全施設（環境整備施設）の整備を実施しています。緑化や一部を緩傾斜堤などにする事で、自然景観やその他の周辺景観に配慮した施設を整備するなど国土保全との調和を図りながら県民に親しまれる魅力のある海岸環境の形成を進めています。

▼表3-3-2-7 主な海岸環境整備施設

事業	海岸名	地区名	施設概要
港湾	仙台塩釜港海岸 (離島)	桂島 (前浜)	人口リーフ、階段護岸、遊歩道
		寒風沢 (前浜)	離岸堤、階段護岸
	仙台塩釜港海岸	湊浜	離岸堤、親水護岸、遊歩道

○ 道路緑化の推進

道路課

県は、森と海の豊かな自然に恵まれた地域の特性を踏まえ、自然環境・生活環境といった様々な視点から、未来に誇れる強く美しい県土づくりを目標に掲げ、社会資本整備を行っています。

道路緑化については、地域住民と行政が「共に考え、共に創り、共に育む」をモットーに、県土の豊かな緑を活かし、都市と自然が調和した独自性のある道路環境となるよう、地域住民と協働して緑化作業を実施します。

○ アダプトプログラムによる環境保全活動の支援

アダプトプログラムは、散乱ごみの増加と清掃費用の増大という課題のあったアメリカ合衆国テキサス州交通局が1985年に発案し、住民に協力を呼びかけた活動に端を発しています。地域の住民等が高速道路の一定区間の面倒をみる（＝清掃・美化する）という道路美化システムであり、「養子縁組をする」意のadopt（アダプト）から命名されています。

この取組は他国へも普及するとともに、活動の場も道路だけでなく、河川や公園等の公共スペースにおいても浸透しています。

県は、道路、河川、都市公園及び港湾等においてアダプト・プログラムを導入しており、サポーターの傷害保険加入、活動区域の表示板設置、ホームページ等各種媒体によるPR活動を支援し、活動意欲の高揚や普及に取り組んでいます。

① みやぎスマイルロード・プログラム

道路課

県管理道路上の道路美化活動に意欲のある個人、団体（環境ボランティアサークル、町内会、商工会等）、学校及び企業等を広く募集し、「スマイルサポーター」として認定し支援するもので、自発的活動を旨としています。

また、活動区域の存する市町村は、ごみ袋の支援やごみの回収・処分など、可能な範囲でスマイルサポーターを支援しています。

平成28年度は、320団体が活動し、昨年度に比べて4団体増加しました。



② みやぎスマイルリバー・プログラム・みやぎスマイルビーチ・プログラム

河川課

県管理河川・海岸の一定区間において、空き缶やごみの回収、草刈り、清掃、樹木の剪定・伐採などの美化活動等を定期的に行い、良好な環境づくりに積極的に取り組む団体（環境ボランティアグループ、商店街、職場の仲間、企業、NPO等）をスマイルサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な支援を行っています。

平成28年度は、154団体が活動し、昨年度に比べて7団体増加しました。

③ みやぎふれあいパーク・プログラム

都市計画課

県立都市公園の清掃活動や美化活動に意欲のある団体・個人を広く募集し、「ふれあいサポーター」として認定し、定期的に公園内の清掃活動や緑化活動のほか、独自の計画により進められる自主的な活動を支援しています。関係市町には、住民に対する広報誌などでの周知活動やふれあいサポーターへの助言などの協力をお願いしています。

平成28年度は、12団体が活動し、前年度に比べて1団体増加しました。

④ みやぎスマイルポート・プログラム

港湾課

県管理港湾・海岸の一定区画において、空き缶やごみの回収、草刈り、清掃、樹木の剪定などの美化活動等を定期的に行い、良好な環境づくりに積極的に取り組む団体（環境ボランティアグループ、NPO、自治会、企業等）をスマイルサポーターとして認定し、サポーターの傷害保険加入やホームページ等各種媒体による活動のPRを行うなど市町村と協力して必要な支援を行っています。平成28年度は34団体が活動し、昨年度に比べて4団体増加しました。



▲ スマイルポート活動の様子（写真提供：東洋建設株式会社）

## (2) 美しい景観の形成

### ○ 景観行政の推進

都市計画課

美しい景観は、県民共有の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、形成を図っていくことが必要です。

県は、このような理念を掲げた「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」(平成21年条例第44号)に基づき、平成24年3月に、美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するための「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」を策定しました。同方針では、景観づくりの主役を地域の住民と位置付け、市町村が住民等と協働して景観づくりの中心的な役割を担うものとしております。そのため、県は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観行政団体への移行をはじめとした市町村による景観形成への取組を支援するとともに、「景観アドバイザー」の派遣やセミナーの開催などによる啓発事業により、県民意識の醸成に努めています。

- 景観行政団体  
景観法に基づく、景観計画の策定等景観行政に取り組む地方自治体
- 県内の景観行政団体  
宮城県 仙台市 登米市 松島町 塩竈市 多賀城市  
(移行順)

### ○ 屋外広告物への規制

都市計画課

屋外広告物は、有益な情報の伝達や街の賑わいを創出するものですが、一方で、無秩序な屋外広告物の氾濫は、街の美観を損ねるものとなります。

県は、「屋外広告物法」(昭和24年法律第189号)及び「屋外広告物条例」(昭和49年条例第16号)に基づき、屋外広告物の表示・設置等に対して、地域の状況に応じた規制を行うことにより、良好な景観の形成、風致の維持及び屋外広告物による公衆への危害の防止を図っています。

同条例では、屋外広告物の設置を禁止する区域、一定の基準により許可を受けて屋外広告物の設置を認める地域等を定め、許可事務を通じ、屋外広告物の表示・設置に関し、適切な指導・監督を行っています。

また、住民と協働での景観づくりを推進するため、「みやぎ違反広告物除却サポーター制度」により、電柱等の違法なはり紙について、ボランティア団体による除却活動を支援しています。

併せて、屋外広告物制度に関する普及啓発を進め、一般県民や業界団体等における意識の醸成を促し、屋外広告物設置の適正化と良好な景観の形成に努めています。

### ○ 電線類の地中化

都市計画課・道路課

日本の都市に比べ、欧米の都市の街並みが美しいと思える要因のひとつに、立ち並ぶ電柱と空を横切る電線のないことがあげられます。道路から電柱・電線無くす無電柱化に対する要望は、歩行空間のバリアフリー化、避難路の確保等、都市防災対策及び良好な住環境の形成等のほか、歴史的な街並みの保全等、美しい景観形成の観点からも強く求められています。現在、県では無電柱化推進計画(平成26～30年度)に基づき、まちなかの幹線道路や歴史的街並みを保全すべき地区等、良好な都市景観の形成を目的として電線共同溝事業を推進しています。

また、歩道が狭い、あるいは設置されていない道路のように、電線共同溝等の地中化による無電柱化が困難な箇所においては、裏配線や軒下配線等の整備手法が有効であることから、地中化以外の無電柱化手法も活用して整備を推進しています。